

保育料のよくあるお問い合わせ(FAQ)

保育料の計算方法

Q 保育施設によって、保育料は違いますか？

A 市立・私立に関わらず、認可保育施設の保育料に違いはありません。

なお、保育料以外の費用(延長保育料や教材費など)は施設ごとに違います。おおまかな費用は、市 HP「[保育所・幼稚園・認定こども園 施設一覧](#)」をご覧ください。
また、認可外保育施設は施設ごとに保育料が違います。

Q 保育料は、どのように決まるのですか？

A 保護者(父母など)の住民税(市町村民税)の所得割課税額の合計をもとに算定します。

詳しくは、市 HP「[福島市の保育料\(利用者負担額\)](#)」をご覧ください。

Q 9月から保育料が高く(安く)になりました。なぜでしょうか？

A 4月～8月の保育料は2年前(令和5年中)の所得、9月～3月の保育料は、1年前(令和6年中)の所得により決定した住民税額で、保育料を算定しているためです。

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
令和6年度 市町村民税 令和5年中の所得					令和7年度 市町村民税 令和6年中の所得						

Q 同居の祖父母なども保育料の算定の対象に含まれますか？

A 父母の年収の合計が164万円(ひとり親の場合は、135万円)未満、かつ祖父母と同居の場合は、同居の祖父母のうち、課税額の高い方のかたを家計の主宰者と判断し、算定の対象に含めます。

幼児教育・保育の無償化

Q 3歳の誕生日を迎えました。いつから幼児教育・保育の無償化の対象になりますか？

A 幼児教育・保育の無償化により、3歳になった翌年度の4月から、保育料は0円です。

0～2歳児クラスは、住民税非課税世帯のみ保育料が0円です。そのほか多子世帯やひとり親世帯など保育料が減免となる場合があります。「[保育料の減免](#)」をご確認ください。

保育料の減免

Q どのようなこどもが減免の対象になりますか？

A 福島市では、第2子目のお子さんは半額、第3子目以降のお子さんは無料になります。

そのほか、ひとり親世帯や障がいをお持ちのかたとご同居のかたは、減免となる場合があります。

詳しくは市 HP「[福島市の保育料\(利用者負担額\)](#)」をご覧ください。

なお、福島市のすべてのお子さんは、福島型給食推進事業により一律1,000円を減免しています。

Q 保育施設を欠席した場合、保育料は安くなりますか？

A 欠席した場合でも、保育料の減免は行いません。

保育料の仮決定

Q 税額が確認できないために、保育料が最高額で仮決定となりました。どうすればよいでしょうか？

A 税申告が必要です。「[住民税・税申告](#)」をご確認ください。

申告完了後、福島市幼保企画課(024-525-3750)へご連絡をお願いします。

税情報の確認後、4月または9月の保育料にさかのぼり変更決定します。

住民税・税申告

住民税の内容や申告方法は、福島市市民税課(024-525-3712)もしくは、令和6年1月1日に居住していた市町村にお問合せください。

Q 年間の収入が非課税の範囲内にあり、住民税の申告をしておりません。申告は必要でしょうか？

A 配偶者控除の対象となっているかたは、配偶者の税情報で確認しますので、申告は不要です。

一方で配偶者控除の対象でないかたは、申告が必要です。福島市市民税課(024-525-3712)もしくは、令和6年1月1日に居住していた市町村にお問合せください。

Q 修正申告等をしたので、住民税額が変わりました。保育料も変わりますか？

A 年度内の変更であれば、変更後の住民税をもとに再計算します。福島市幼保企画課(024-525-3750)へご連絡ください。再計算の結果、保育料が変わらない場合もあります。

離婚・結婚などによる保育料の変更

Q 離婚(結婚)しました。保育料は変わりますか。

A 保育料の算定対象者が変わりますので、保育料が変わる場合があります。

市 HP「[認可保育施設を利用中のかた](#)」[在園中の各種お手続き](#)」をご覧ください、至急お手続きください。

Q 離婚調停中で、別居をしています。保育料の減額はありますか。

A 離婚調停を申し立て中で、相手方と別住所にお住まいのかたは、ひとり親として保育料を計算できます。

離婚調停申立書のコピーと「教育・保育給付認定申請内容変更届出書(様式12号)」を、利用中の施設または、市幼保企画課へご提出ください。

届出書は、市幼保企画課窓口ほか、利用中の施設、市 HP「[認可保育施設を利用中のかた](#)」[在園中の各種お手続きの申請書類](#)」にもございます。

支払方法

Q 保育料の支払方法を教えてください。

A 公立保育所・私立保育所・市立認定こども園を利用中のお子さんは、「[福島市への納付方法](#)」をご覧ください。
そのほかの施設は、利用中の施設にお支払いいただきます。支払い方法は、施設にご確認ください。

福島市への納付方法(市立保育所・私立保育所・市立認定こども園のお子さんのみ)

Q 福島市への納付方法を教えてください。また、いつまでに支払えばよいでしょうか？

納期限・口座振替日	納 付 方 法
毎月 末日 (12月は25日) ※土日祝日の場合は翌営業日	・口座振替 ・納付書払い 毎月下旬に保育施設を通してお渡しします。 ※金融機関窓口、コンビニ、スマホ決済アプリでお支払いができます。 ※詳細は、納付書裏面をご覧ください。

Q 口座振替を開始したい・引落口座を変更したいです。手続き方法を教えてください。

A 毎年4月(年度途中に入所されたお子さんは入所月)下旬頃に、口座振替依頼書を配付しております。
また、市内金融機関窓口にも口座振替依頼書を用意しております。
通帳と通帳印をお持ちになって金融機関窓口で手続きをお願いします。引落口座の変更も、同様の手続きが必要です。

Q 残高不足で引き落としがされませんでした。再振替はありますか？

A 再振替はありません。「口座振替不能のお知らせ」を、利用中の施設を通じてお渡しします。
お知らせ記載の期日までに、必ず納付してください。

Q 代表保護者以外が名義人の口座を登録してもよいでしょうか？

A 代表保護者と口座名義人の双方が了承していれば差し支えありません。

Q 納付書をなくしてしまいました。どうすればよいでしょうか？

A 再発行します。市幼保企画課(024-525-3750)へご連絡をお願いします。